

警戒レベル
4

令和3年5月20日から ひなんしじ 避難指示で必ず避難 ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

| 警戒レベル | 新たな避難情報等 | これまでの避難情報等 |
|-------|--|----------------------------------|
| 5 |  <p>きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1</p> | <p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p> |
| 4 |  <p>ひなんしじ 避難指示※2</p> | <p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p> |
| 3 |  <p>こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3</p> | <p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p> |
| 2 |  <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p> | <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p> |
| 1 |  <p>早期注意情報 (気象庁)</p> | <p>早期注意情報 (気象庁)</p> |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
**警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
**高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難**で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁 うるま市危機管理課 ☎979-6760



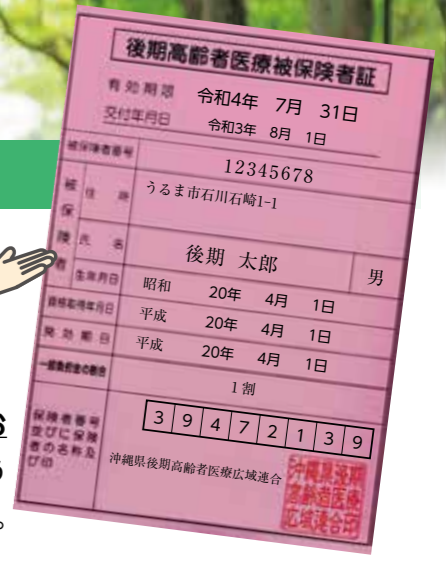
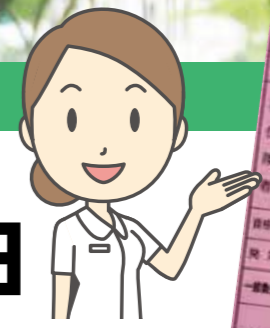
後期高齢者医療保険 からのお知らせ

8月から被保険者証が変わります！

新しい後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、

令和4年7月31日

新しい被保険者証は、保険料の未納のない方に、7月中旬ごろから簡易書留でお送りします。事前に窓口での受け取りを申請されている方は、7月30日までにうるま市役所本庁舎(東棟)または各出張所窓口で被保険者証を切り替えてください。



7月から後期高齢者医療保険料の納付が始まります。

令和3年度後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月中旬頃に郵送いたします。

後期高齢者保険料の納付方法については、以下の3つとなります。

- 納付書払いの方…納付書裏面記載の金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、スマホアプリ決済(LINEPay 請求書支払い・PayPay)で期限内に保険料を納めてください。
- 口座振替となる方…各納期月の末日(全納対象者は7月末日)に、登録されている口座から保険料が引き落とされます。(末日が休日にあたる場合は金融機関の翌営業日となります。)
- 特別徴収(年金天引き)となる方…ハガキタイプで「保険料決定通知書兼特別徴収開始決定通知書」を郵送します。

特別徴収の納付額を平準化します ~年間を通じてできるだけ均等な額になるように~

保険料の特別徴収(年金天引き)は、収入の変動などがあると年6回ある納期の仮徴収額(4・6・8月)と本徴収額(10・12・2月)で、大きな差が生じる場合があります。その差を是正するため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように8月の徴収額を変更します。

入院などで医療費が高額になる方へ

申請により、入院時や高額な外来診療を受ける際に、医療費の限度額を下げるための「限度額適用・標準負担減額証、限度額適用認定証(以下、認定証という)」を発行することができます。医療機関の窓口で認定証を事前に提示すると、お支払い(自己負担額)を認定証に応じた限度額までにとどめることができます。

認定証の交付を受けられる対象かどうかはお電話でも確認できますので、来庁前に下記の連絡先までお問い合わせください。また、制度の内容についての詳しい説明は、被保険者証に同封する「後期高齢者医療制度のごあんない」に掲載していますのでご確認ください。

~過去に「減額認定証」・「限度額認定証」を取得したことがある方~

引き続き認定証の該当がある方は、被保険者証に同封してお送りしますのでご確認をお願いします。

【お問合せ先】国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177